

三菱製鋼グループ サステナブル調達ガイドライン

2025年9月（第1版）

三菱製鋼株式会社

目次

1. はじめに.....	3
2. 三菱製鋼グループ資材基本方針.....	3
3. サステナブル調達ガイドライン基本事項.....	4
4. 人権・労働.....	4
5. 環境.....	8
6. 倫理（コンプライアンス）.....	10
7. 社会との共生.....	13
8. サプライチェーンにおけるサステナビリティの取り組みの推進... 14	

1. はじめに

三菱製鋼グループは、すべてのステークホルダーから信頼され、持続可能な社会の実現に貢献する企業を目指しています。

調達活動においても、高い倫理観と社会的責任を重視しています。

本ガイドラインは、三菱製鋼グループとお取引頂くすべてのサプライヤーの皆様に対し、公正・公平な取引、法令遵守、環境保全、人権尊重、安全衛生の確保など、持続可能な調達活動に必要な基本的な考え方と行動指針を、明示するものです。

お取引先様との信頼に基づくパートナーシップを築き、共に成長・発展することを目指しています。本ガイドラインの主旨をご理解いただき、遵守へのご協力をお願い申し上げます。

2. 三菱製鋼グループ資材基本方針

当社は、次の4つの基本方針に基づき、資材調達活動を推進します。

(1) 公正・公平な取引

- ・当社はすべての取引に公正・公平な機会を提供します。お取引先様の選定にあたっては、製品価値の維持・向上のため、安全、品質、価格、技術、納期など総合的かつ公正に評価した上で、誠実に選定を行います。

(2) お取引先様とのパートナーシップ構築

- ・当社は信頼と協力のもとに、共存共栄しあえる真のパートナーシップの実現を目指します。

(3) 法令・社会規範の遵守

- ・当社は企業倫理を守り、各国の法律・法令を遵守した企業活動を行います。また、資材調達活動を実行するにあたり、お取引先様の機密情報・知的財産・資産等を適正に管理し、保護します。

(4) 地球環境への配慮

- ・環境負荷の少ないグリーン調達の推進と、有害化学物質の管理、CO2削減を徹底します。

3. サステナブル調達ガイドライン基本事項

(1) 目的

- ・本ガイドラインは、三菱製鋼グループの調達活動において透明性・公正性・効率性を確保し、持続可能な調達を実現することを目的としています。

(2) 適用範囲

- ・本ガイドラインは、三菱製鋼グループが行うすべての物品、サービス、資材等の調達活動に適用します。

(3) 取引先の選定

- ・お取引先様は、価格や納期だけでなく、信頼性、安定性、技術力、環境負荷の低減、さらには人権配慮やコンプライアンス遵守といった社会的責任の観点を総合的に評価・考慮して選定します。

4. 人権・労働

三菱製鋼グループは、経営理念に「人を活かす経営」を掲げています。人権の尊重が事業活動の基本であるという考えのもと、「三菱製鋼グループ企業行動指針」、「三菱製鋼グループ行動規範」、「サステナビリティに関する基本方針」に基づき、「三菱製鋼グループ人権方針」を定め、取組を推進しております。

(1) 差別およびハラスメントの禁止

- ・お取引先様は従業員や取引先、関係者に対して、国籍、人種、民族、宗教、肌の色、年齢、性別、性自認、性的指向、宗教、障がいの有無、社会的身分、妊娠、出産、育児、介護等いかなる理由に基づく差別的な取り扱いや、ハラスメント（暴力、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、精神的もしくは肉体的な抑圧、いじめ、言葉による虐待など、非人道的な扱いやハラスメント）を行ってはなりません。
- ・採用、昇進、配置、処遇、教育訓練、報酬、退職など、あらゆる雇用段階において、公平かつ平等な機会を提供してください。
- ・差別やハラスメントを防止するための方針や規程を明確に定め、これらの要件に対応した懲戒処分と是正措置を明確に定め、役員および従業員に周知し、適切に対応してください。
- ・相談窓口および苦情処理制度の設置
被害の申し出があった場合には、迅速かつ適切に対応するための相談窓口や苦情処理制度を設置してください。

- ・多様性と包摂性の推進
職場における多様な価値観や背景を尊重し合える環境を創出し、ダイバーシティ（多様性）とインクルージョン（包摂性）の推進に努めてください。
- ・全従業員を対象とした定期的な研修や教育を実施し、差別やハラスメント防止に向けた意識向上を図ってください。
- ・お取引先様は、これらの方針に基づき、すべての従業員と関係者の人権を尊重し、だれもが安心して働ける職場づくりに努めてください。

（２） 児童労働の禁止

- ・お取引先様は、すべての事業活動において、国際労働機関（ILO）条約第 138 号 および第 182 号、ならびに該当国の関連法令を遵守してください。
最低就業年齢未満の児童（通常 15 歳未満。ただし、該当国の法令で別途定められている場合はその年齢）を雇用することは厳禁です。
- ・お取引先様は、従業員の年齢を確認するため、雇用時に公式な身分証明書や出生証明書などの適切な書類を確認し、その記録を保管してください。
- ・お取引先様は、児童労働の疑いが判明した場合、速やかに調査を実施し、必要に応じて是正措置を講じてください。当該児童が教育へ復帰できるよう支援措置を取ることも求められます。
- ・お取引先様は、下請け先や関連会社において児童労働が発生していないかを定期的に確認してください。違反が判明した場合は、速やかに当社へ報告し、適切な是正措置を講じてください。

（３） 強制労働の排除

- ・お取引先様は、従業員の採用、雇用、就労において、いかなる形態の強制労働も認めてはなりません。これには、不本意な契約への署名、脅迫や暴力による就労の強制、借金労働（債務労働）、監禁、精神的・身体的な拘束を含む、すべての強制的な手段による強制労働を排除することが含まれます。
- ・お取引先様は、従業員からパスポート、身分証明書、労働許可証などの重要書類を取り上げたり、保持したりしてはなりません。また、雇用に際して保証金や不当な手数料、預金を徴収することも禁止します。
- ・お取引先様は、労働契約や就業条件を従業員が理解できる言語で明示し、従業員の自由意思に基づいて同意を得てください。契約内容を一方的に従業員に不利な形で変更することは避けてください。
- ・お取引先様は、労働者が自らの意思で職場の離脱や、退職する権利を妨げてはなりません。退職や転職を希望する従業員に対し、報復や懲罰的な対応を行うことも禁止します。

- ・お取引先様は、下請け先や派遣業者を含むすべての労働供給者に対して、強制労働の禁止を徹底してください。また、不適切な事例が判明した場合は速やかに報告し、必要な是正措置を講じてください。

(4) 労働時間・休憩・休日

- ・お取引先様は、各国の法令および国際労働基準に従い、従業員に対して適切な労働時間、休憩、休日を確保してください。不当な長時間労働や過重な業務を課すことを禁止し、従業員の健康と安全を守るための労働環境を提供することが求められます。
- ・お取引先様は、法令に定められた1日および1週間の労働時間の上限を遵守し、法定労働時間を超える場合は、適切な手続きと公正な割増賃金を支払ってください。
- ・従業員には十分な休憩時間および休日を確保し、過重労働による身体的・精神的な健康被害を防止してください。
- ・お取引先様は、労働時間の記録を正確に行い、従業員が自身の労働時間を確認できる仕組みを整備してください。
- ・必要に応じて、柔軟な勤務体制の導入やワークライフバランスの実現にも配慮してください。

(5) 賃金

- ・お取引先様は、各国・地域の労働関連法令および規則に従い、従業員に対して法定最低賃金以上の賃金を支払ってください。また、事業を営む国または地域において、労働者が基本的な生活を維持できる水準の生活賃金の支給を保障してください。
- ・賃金の支払いは、定められた期日に正確かつ全額を現金または公認された方法で行ってください。
- ・賃金からの控除は、法令に定められた場合、または従業員の同意がある場合を除き、行わないでください。
- ・時間外労働、休日労働、深夜労働等については、関連法令に基づき、適切な割増賃金を支払ってください。
- ・賃金明細書を従業員に交付し、賃金の支給内容、控除額、支払方法等を明確に示してください。

(6) 結社の自由と団体交渉権

- ・お取引先様は、従業員が自らの意思で労働組合やその他の従業員団体を結成、加入、または参加する権利を尊重し、これらの権利行使に対して、差別、報復、妨害を行わないことを徹底してください。
- ・お取引先様は、従業員が代表者を通じて経営者と団体交渉を行う権利を認め、誠実かつ建設的に交渉に応じてください。
- ・お取引先様は、結社の自由や団体交渉権を行使したことを理由に、従業員に対して解雇、降格、減給、その他の不利益な取り扱いを行わないでください。

- ・お取引先様は、現地の労働関連法令を遵守するとともに、国際労働機関（ILO）条約第 87 号および第 98 号の原則を遵守してください。

（7）安全で衛生的な作業環境

- ・お取引先様は、すべての従業員に対して、安全で衛生的な作業環境を提供してください。
- ・お取引先様は、労働災害や職業性疾病の発生を防止するため、関連する法令や規則を遵守し、必要な対策を講じてください。
- ・安全管理の徹底
お取引先様は以下を徹底してください。
機械・設備の安全管理、危険物の適正な取り扱い、作業場の整理整頓および定期的な点検・保守の実施など。
- ・お取引先様は、従業員に対して危険予知および安全衛生に関する十分な教育・訓練を定期的に行ってください。
- ・怪我や疾病が発生した場合には、迅速な応急処置と適切な医療対応を行うとともに、再発防止策を講じてください。
- ・お取引先様は、清潔なトイレ、飲料水、休憩スペースなど、従業員が利用できる衛生的な生活環境を維持してください。
- ・お取引先様は、労働災害や事故が発生した場合、必要な報告を迅速に行い、原因究明と再発防止策を徹底してください。

（8）労働安全衛生における具体的なお願い事項

- ・高温作業、重量物運搬、鋭利な部材等、危険についてリスクアセスメントを実施し、危険ごとにガード設定、遮断・断熱措置、適切な換気等の物理的対策を徹底してください。
- ・クレーン、プレス、フォークリフトなどの産業用機械・設備を操作する際は、資格保有者のみが取り扱うことを徹底してください。また、定期的に技能講習を実施し、安全に関する知識と技術を向上させてください。
- ・溶接、切断、研磨等の作業では、火花・粉塵・有害ガスの発生対策（局所排気装置の設置、適切な防護具の着用等）を講じてください。
- ・有害物質（油脂、溶剤、重金属等）の保管・取り扱いについて、法令に基づく表示・管理を行い、漏えい・曝露防止措置を徹底してください。
- ・騒音・振動・高温・粉塵等の曝露リスクが高い作業場では、定期的な作業環境測定および従業員の健康診断を実施し、必要に応じて配置転換や作業改善を実施してください。
- ・お取引先様は、作業手順書や安全マニュアルを整備し、現場ごとのリスクに則した安全教育を実施してください。また、緊急時の避難訓練・救助訓練を定期的に行い、従業員の対応力を向上させてください。

- ・重大事故やヒヤリ・ハット発生時は、速やかに原因分析を行い、是正・予防処置を講じ、関係者全員に情報提供することが望まれます。

5. 環境

三菱製鋼グループは、持続可能な社会の実現に向けて、環境保全を重要な責務と考えています。お取引先様の皆様にも、事業活動全体を通じて環境負荷の低減に積極的に取り組むことを推進しております。具体的には、環境マネジメントシステム（例：ISO14001等）の導入や温室効果ガス排出量の削減、資源の有効活用、リサイクル材の利用、廃棄物の削減・適正処理、化学物質の適切な管理などに努めてください。

また、グリーン調達推進や、環境配慮型製品・サービスの優先的な採用も実施しております。お取引先様各社におかれましては、これらの方針を理解し、自社のみならずサプライチェーン全体での環境負荷低減に取り組む姿勢を期待します。

（1）環境マネジメントの推進

- ・継続的な改善を行う環境マネジメント体制を確立し、環境関係法令を遵守するとともに、環境リスクの未然防止や新たな環境問題への対応に努めてください。
- ・環境に関する、ISO14001などの国際的に認められた環境マネジメントシステムを構築・運用し、認証取得した際はその維持・更新に努めてください。

（2）環境許認可

- ・お取引先様は、事業活動に関連するすべての環境関連法令・条例を遵守し、必要な環境許可・認可・届出等を適切に取得・維持してください。
- ・環境許可証や関係書類は最新の状態に保ち、行政機関等からの求めに応じて速やかに提出できる体制を整えてください。

（3）温室効果ガスの排出削減

- ・お取引先様には、自社の温室効果ガス（以下「GHG」という）排出量（Scope1・Scope2、および可能な範囲でScope3）を定期的に測定・把握し、排出量の開示が望まれます。
- ・お取引先様は、GHG排出量削減のための中長期目標を設定し、毎年進捗状況を開示することが望まれます。
- ・省エネルギー設備の導入、再生可能エネルギーへの切り替え、エネルギー効率の向上など、具体的なGHG排出量削減策の実施が望まれます。
- ・サプライチェーン全体でのGHG排出削減に向けて、取引先や協力会社とも連携し、削減活動を推進することを期待します。
- ・国際的な基準、CDP、TCFDなどに則った情報開示や第三者認証の取得も奨励します。

(4) 汚染防止

- ・お取引先様には、法令及び地域条例を遵守したうえで、以下の事項に取り組むことを求めます。
- ・大気、水質、土壌等への有害物質の排出を最小限に抑えるため、排出基準値の遵守および排出量の定期的な監視・記録の保管を実施ください。
- ・油類や化学物質等の漏えい防止策（適切な保管、二重遮蔽等）を講じて適切な管理をお願いします。
- ・緊急時の対応手順（漏えい時の初動対応、報告体制等）を整備し、従業員への教育実施を推奨しております。

(5) 廃棄物管理

- ・お取引先様には、法令及び地域条例を遵守したうえで、以下の事項に取り組むことを求めます。
- ・廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化を優先的に推進ください。
- ・産業廃棄物および特別管理廃棄物については、適切な分別・保管・運搬・処理を行い、廃棄物処理法等関連法令を遵守ください。
- ・廃棄物の発生量および処理状況を定期的に記録・管理を実施ください。また、行政等への報告が必要な際は、当社へ報告頂く場合がございます。
- ・廃棄物処理委託先の適正な選定・管理の徹底を実施ください。

(6) 有害物質管理

- ・お取引先様は、自国および取引先国における有害物質に関するすべての法令・規制を遵守しなければなりません。また、最新の法規制動向を常に把握し、対象となる有害物質の使用禁止・制限、登録、表示、報告、保管・廃棄方法等に関して適切な管理の実施に努めてください。
- ・法令や規制に基づき、必要に応じて有害物質の含有情報や安全データシートの提出をお願いします。また、当社から調査依頼を実施する場合があります。迅速かつ正確な回答へのご協力をお願いします。
- ・新たな法令や規制が制定・改正された場合には、速やかな対応とともに、必要な是正措置の実施に努めてください。

(7) 資源効率

- ・お取引先様には、資源の効率的な利用および、再利用を推進ください。

(例)

原材料やエネルギーの投入量最適化による無駄の削減
製造工程で発生する端材や副産物の再利用・再資源化の推進
水資源の節約や循環利用の取組
製品設計段階からの軽量化・省資源化への工夫
包装資材の削減および再生可能資材の利用拡大

サーキュラーエコノミー（循環型経済）への積極的な参画
また、資源利用状況や改善活動について、定期的な報告・情報開示が望まれます。

(8) 水使用管理

- ・水資源の効率的な利用および節約を推進ください。

(例)

工場や事業所における水使用量の計測と管理体制の構築

生産工程で発生する排水のリサイクル・再利用の推進

節水機器の導入や工程改善による水使用量の削減

雨水や中水の活用など、代替水源の積極的な利用

排水の適切な処理と水質基準の順守、ならびに地域環境への影響低減

水リスク（枯渇・洪水・汚染等）を考慮した水管理計画の策定および実施

また、水使用に関する数値目標の設定や、その達成状況等の定期的な報告・情報開示が望まれます。

(9) 生物多様性の保全

- ・生物多様性の保全に配慮した事業活動を行うことが求められています。例えば、事業所や工場の立地・運営に当たっては、周辺の動植物や生態系への影響を最小限に抑える措置を講じること、森林伐採や土地開発を行う場合には、違法伐採を避け、持続可能な調達を実践すること、希少種や絶滅危惧種の保護に配慮することなどが、推奨されます。

6. 倫理（コンプライアンス）

(1) 法令遵守

- ・お取引先様は、自国および取引国におけるすべての関連する法令、規則、条例、基準を常に遵守しなければなりません。これには、労働法、環境法、競争法、輸出入規制、製品安全基準、税務関連法、個人情報保護法などが含まれます。
- ・お取引先様は、自社の従業員や下請け業者に対しても法令の重要性を周知徹底し、違反が発覚した場合には速やかに是正措置を講じなければなりません。

(2) 公正な競争

- ・競合他社や取引先と価格、入札条件、取引数量、市場分割などに関する不正な合意（いわゆるカルテル）を一切行わないでください。
- ・価格の談合、入札妨害、不当な取引制限、優越的地位の濫用など、独占禁止法および関連法令に違反する行為を行わないでください。
- ・製品やサービスの品質、価格、納期等について、虚偽の情報や誇大広告を用いることなく、正確で誠実な情報をご提供ください。

- ・取引において、他社の営業秘密や知的財産を侵害する行為を行わないでください。
- ・お取引先様および関係者が反社会的勢力と一切関係を持たず、公正な競争環境の維持に努めてください。
- ・競争相手に対する誹謗中傷や不当な営業妨害など、公正さを損なう行為を行わないでください。

(3) 腐敗防止

- ・お取引先様は、国内外を問わず、いかなる形態であっても賄賂の授受や供与、またはそれをほのめかす行為（社会通念上相当と認められる程度を超えた接待や贈答品および、現金、旅行、便宜の提供等を含むがこれに限らない）を一切行わないでください。
- ・公務員、政府関係者、または取引先に対し、不正な利益や特典を提供しないようにしてください。
- ・いかなる第三者を通じて、汚職や贈収賄に関与しないでください。
- ・腐敗防止に関する社内規程や指針を策定し、従業員への教育・啓発を徹底してください。
- ・腐敗の疑いが発生した場合、速やかに当社へ報告し、必要な調査に協力してください。
- ・腐敗防止に関する記録や証憑を適切に保管し、監査等において開示できるようにしてください。
- ・匿名通報制度（ホットライン等）を設け、不正行為の早期発見に努めてください。

(4) 利益相反

- ・お取引先様は、当社との取引において、自己または第三者の利益が当社の正当な利益と相反する状況（利益相反）を回避しなければなりません。
- ・利益相反が発生する可能性がある場合、またはその疑いがある場合には、速やかに当社に報告し、適切な対応について協議するものといたします。
- ・お取引先様は、役員・従業員・関係者が当社との取引において私的利益を得ることのないよう、透明性のある意思決定と適切な内部統制を確保する責任を負います。

(5) 反社会的勢力排除

- ・暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる反社会的勢力との一切の関係を持たないでください。また、反社会的勢力からの不当要求や関与が判明した場合には、速やかに当社へご報告の上、適切に対応してください。
- ・反社会的勢力への資金提供や便宜供与、不適切な取引を厳禁とし、その排除に努めてください。
- ・必要に応じて、お取引先様および、その取引先が反社会的勢力と関係を有していないことを定期的に確認し、誓約書等の提出にご協力ください。

(6) 情報管理・個人情報保護

- ・取得した個人情報および機密情報について、関係法令（例：個人情報保護法等）および契約に基づき、適切に取り扱ってください。
- ・個人情報・機密情報への不正アクセス、漏えい、紛失、改ざん、滅失等を防ぐため、必要かつ十分な情報セキュリティ対策を講じてください。
- ・業務上知り得た個人情報・機密情報を、事前の許可なく第三者に開示・提供せず、業務目的以外には使用しないでください。
- ・サイバー攻撃に備えた対策を講じ、従業員への情報管理教育を実施し、情報資産の保護に努めてください。
- ・万が一、情報漏えい等（可能性がある場合も含む）の事故が発生した場合には、速やかに当社へご報告いただき、被害拡大防止と再発防止のための措置を講じてください。
- ・再委託等を行う場合には、適切な契約を締結し、委託先にも同等の情報管理を求めてください。

(7) 知的財産権の尊重

- ・当社および第三者の知的財産権（特許権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウ等）を尊重し、侵害しないでください。
- ・正当な権利を有しない知的財産を無断で使用、複製、頒布、開示しないでください。
- ・業務上知り得た知的財産に関する情報は、契約や法律に基づき適切に管理し、第三者に漏えいしないでください。
- ・知的財産権侵害の疑いが生じた場合は、直ちに当社にご報告いただき、解決に向けて誠実に対応してください。
- ・知的財産権の保護に関する教育や啓発活動を従業員に対して実施してください。

(8) 輸出管理関連法令の遵守

- ・輸出管理関連法令（外国為替及外国貿易法、各国の輸出管理規則等）を遵守し、規制品目や技術の無許可輸出、不適切な第三者提供を行わないでください。
- ・顧客・最終用途・最終ユーザーを十分に確認し、軍事転用や大量破壊兵器関連用途など、法令で禁止された取引先への輸出・提供を一切行わないでください。
- ・必要に応じて輸出許可やライセンス等を確実に取得し、関連する記録を適切に保存・管理してください。
- ・輸出管理に関する方針や手順を整備し、従業員に対する教育や啓発活動を実施してください。

(9) 紛争鉱物および人権侵害に関与する鉱物の排除

- ・お取引先様は、紛争鉱物（コンゴ民主共和国およびその隣接国を含む紛争地域や高リスク地域で採掘される錫、タンタル、タングステン、金、コバルトなど）や、児童労働・強制労働などの人権侵害が懸念される鉱物の使用回避に向けた取り組みを実施ください。
- ・鉱物調達にあたり、サプライチェーンの透明性を確保し、供給元の特定およびリスク評価を実施してください。
- ・国際的なガイドライン（例：OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンス）および関連法規制（例：米国ドッド＝フランク法、EU 紛争鉱物規則）を遵守してください。
- ・必要に応じて、調達状況や対応状況に関する情報開示および報告にご協力ください。
- ・お取引先様自身の取引先や下請け先に対しても、責任ある鉱物調達方針を共有し、責任ある調達体制の構築に取り組むよう促してください。

(10) 内部通報制度

- ・公益通報者保護法に基づき、お取引先様が従業員 301 名以上の場合は義務、300 名以下の場合は努力義務として、内部通報制度の導入が求められています。
- ・全ての企業には通報や相談があった場合には、通報者や相談者に不利益な取り扱いを行うことが禁止されています。特に、通報内容については厳格に秘密を保持し、通報者のプライバシーや匿名性を十分に保護すること、通報したことを理由とする不利益な取り扱い（報復等）を行わないことが求められます。

(11) 情報の開示

- ・ステークホルダーに対して、企業活動や経営方針、財務状況、リスク、環境・社会への取り組み等、ステークホルダーの正当な利益に関わる重要な情報を、適時・適切に開示すると共に、オープンで公正なコミュニケーションを通じてステークホルダーとの相互理解、信頼関係の維持・発展に努めてください。

(12) リスク管理・BCP

- ・企業の事業行動に関するリスク、またガバナンスやコンプライアンスなどの管理面でのリスクを分析し、リスクの未然防止および発生時の被害最小化のため、管理項目を設定して、体制整備や対策実施・社員への周知・教育など全社的な管理の仕組みを構築・運用してください。
- ・お取引先様は、安定かつ持続可能な事業運営を確保するため、災害、感染症流行、システム障害、サイバー攻撃、重大な事故等の各種リスクを想定し、事業活動の継続や早期復旧を可能とする BCP(事業継続計画)を策定・運用することが求められます。

(13) 情報セキュリティ

- ・サイバー攻撃の多様化・巧妙化、また、サプライチェーンを介したサイバーセキュリティ関連被害の拡大を踏まえ、サプライチェーン全体を通じた対策の推進の必要性が高まっており、各企業等においては、組織幹部が自らの果たすべき役割を認識した上で、リーダーシップを発揮し、更なる対策の強化や適切な対応などが求められています。お取引先様も経済産業省やIPA(独立行政法人情報処理推進機構)のガイドラインに応じた対策を講じ、情報セキュリティの維持に努めてください。

7. 社会との共生

(1) 社会貢献

- ・お取引先様は、事業活動を通じて積極的に社会貢献に取り組んでいただけることを期待しております。以下の事項についてご参考ください。
- ・地域社会への貢献：雇用創出、地域イベントやボランティア活動への参加、地域経済の活性化に寄与する取り組みを検討してください。
- ・環境保護への取組：省エネルギー、廃棄物削減、リサイクル推進、環境負荷の低減に努めていただけると幸いです。
- ・教育・啓発活動の支援：次世代の育成や人材の多様性推進を目的として、インターンシップの受け入れや職業体験、各種教育プログラムへの協力をお願いできればと思います。
- ・災害支援や社会的弱者への配慮：災害発生時の支援活動や、障がい者・高齢者など社会的弱者の雇用やサポート体制の整備を検討してください。
- ・公正な労働環境の提供：安全で健康的な職場環境を整備し、労働時間や賃金等、労働関連法規を遵守することを大切にしてください。

8. サプライチェーンにおけるサステナビリティの取り組みの推進

(1) お取引先様との協働

- ・当社グループは、サプライヤーの皆様と協力しながら持続可能な事業活動を推進してまいります。以下の取り組みにご協力いただければ幸いです。
- ・当社グループの持続可能な調達方針を共有させていただきます。その方針をサプライヤーの皆様のステークホルダー（協力会社、下請事業者、パートナー等）にも展開し、遵守を促進していただければと思います。
- ・持続可能性に関する評価や監査を実施し、必要に応じて改善がスムーズに進むようサポートさせていただきます。
- ・サプライチェーン全体およびサプライヤーの皆様のステークホルダーを含めた環境・社会課題への取り組みを強化する活動を推進します。

第1版 発行日：2025年9月1日

本ガイドラインに関するご質問がございましたら、弊社ホームページの資材調達お問い合わせへご連絡ください。

三菱製鋼株式会社 資材部